

兵庫県指導指針 第3-3(2)ア(ア)

県所管法人の役員報酬等の状況について

サービス活動収益 (億円)	法人数	報酬等の分布(件数)									報酬等の平均(万円) (100万円以上)(注)
		100万円未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円以上 700万円未満	700万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 1,500万円未満	1,500万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上		
5未満	64	15	2	3	16	15	11	2	0	838	
5以上10未満	43	0	0	0	12	13	14	4	0	985	
10以上20未満	35	0	0	0	5	11	10	6	3	1,513	
20以上30未満	13	0	0	0	0	3	2	4	4	1,749	
30以上	13	0	0	0	0	1	9	1	2	1,235	
計	168	15	2	3	33	43	46	17	9	1,116	

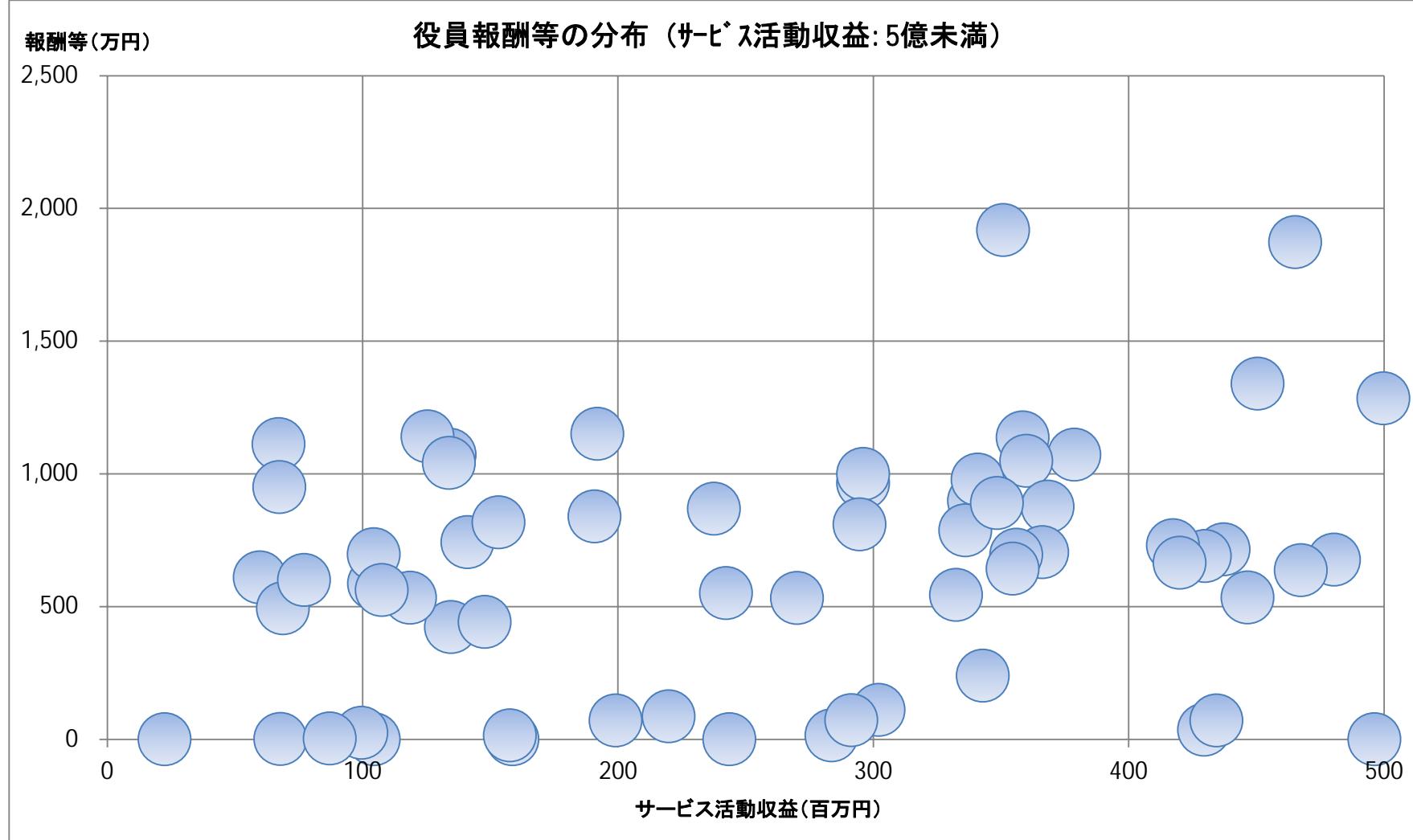
(注)R7チェックリスト(R6報酬)より、法人理事の中で「報酬+給与額」の最高額を基に作成

(注)報酬額の平均は、100万円未満を除いて算出(勤務日数が少ない等の理由により理事報酬が少額と考えられるため)

兵庫県指導指針 第3-3(2)ア(ア)

県所管法人の役員報酬等の状況について

兵庫県指導指針 第3-3(2)ア(ア)

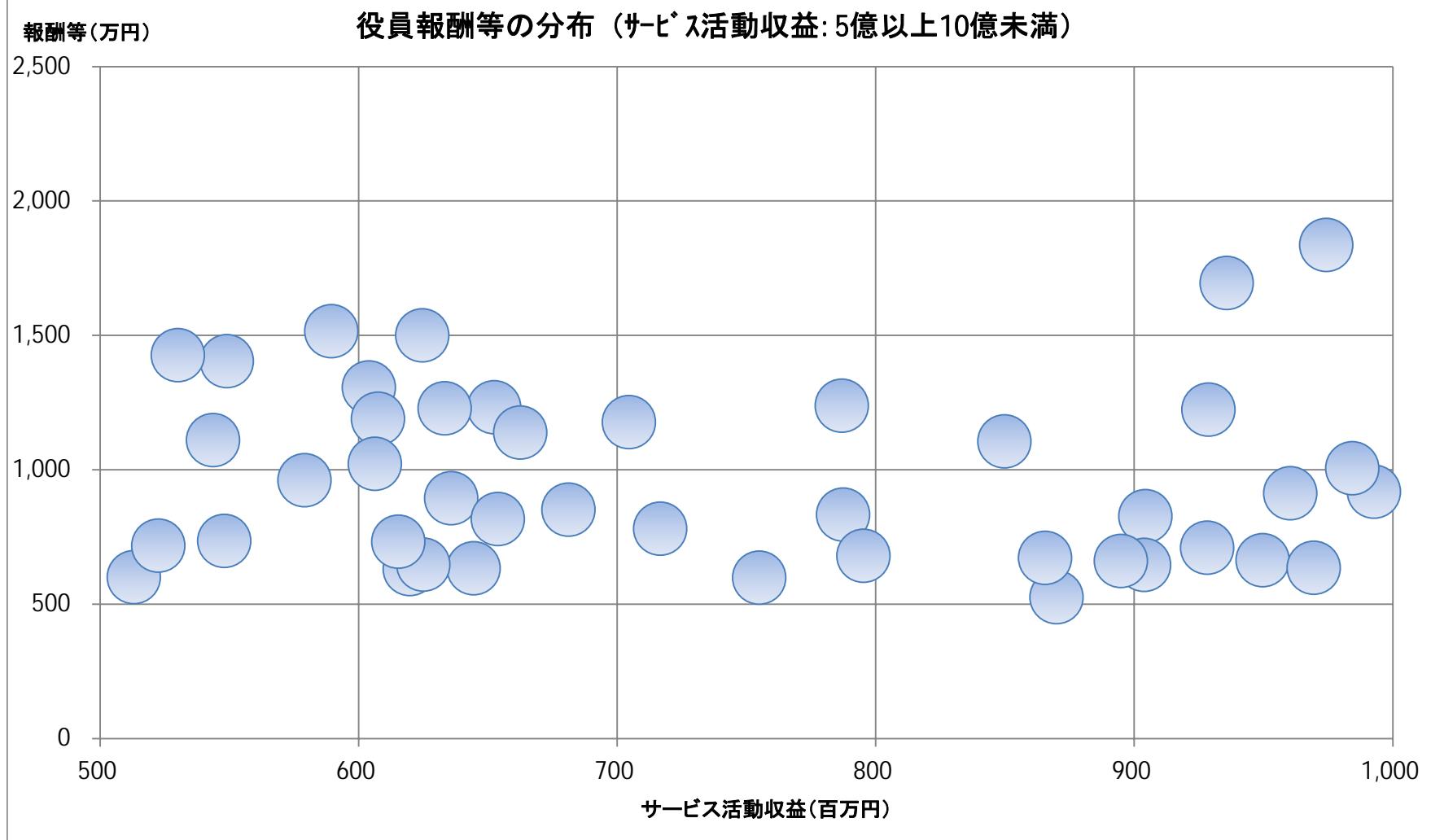


(注)R7チェックリスト(R6報酬)より、法人理事の中で「報酬+給与額」の最高額を基に作成

兵庫県指導指針 第3-3(2)ア(ア)

県所管法人の役員報酬等の状況について

兵庫県指導指針 第3-3(2)ア(ア)

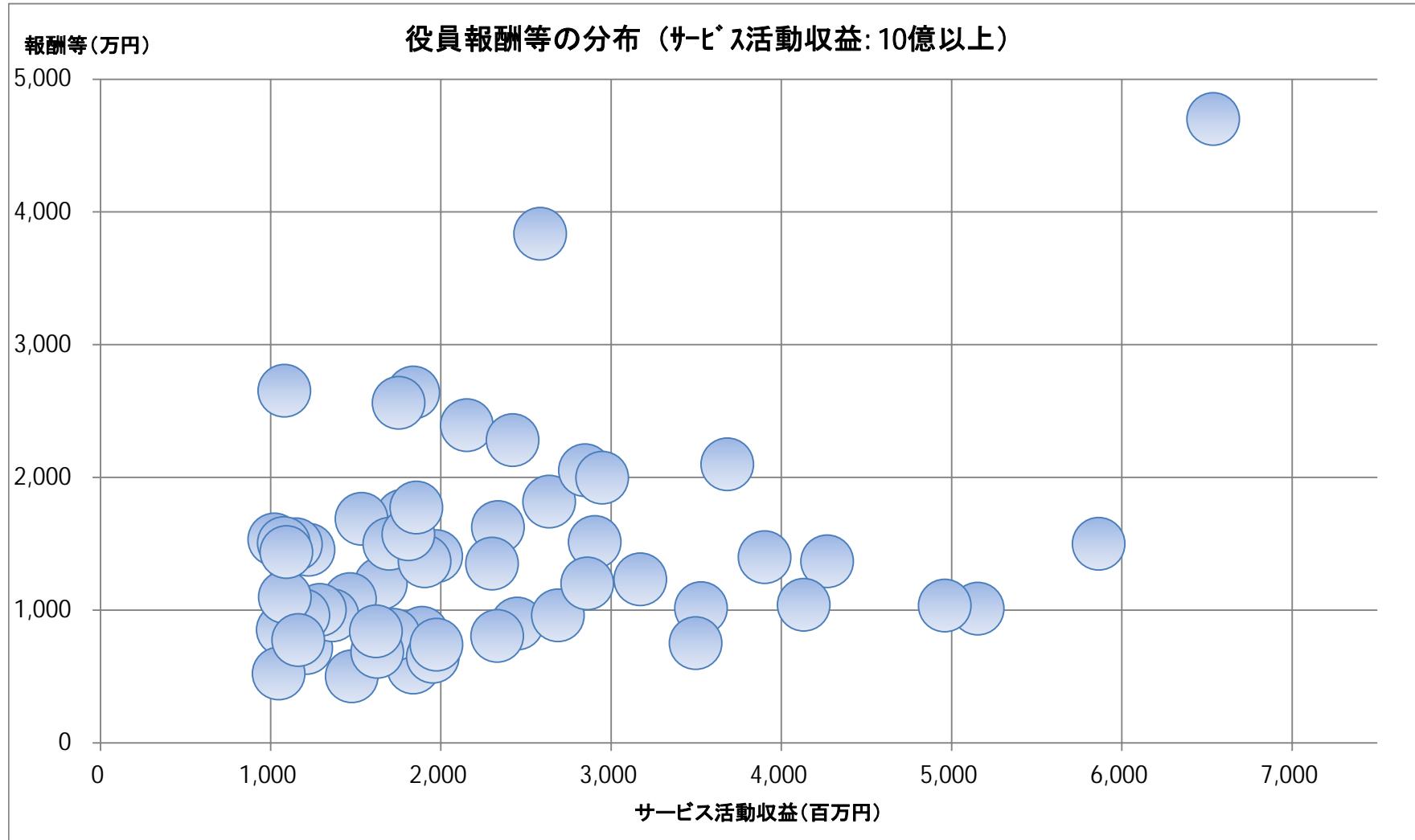


(注)R7チェックリスト(R6報酬)より、法人理事の中で「報酬+給与額」の最高額を基に作成

兵庫県指導指針 第3-3(2)ア(ア)

県所管法人の役員報酬等の状況について

兵庫県指導指針 第3-3(2)ア(ア)



(注)R7チェックリスト(R6報酬)より、法人理事の中で「報酬+給与額」の最高額を基に作成